

知財立国の実現に向けた弁理士の役割

～ 弁理士法の一部を改正する法律案～

経済産業委員会調査室 ささい 笹井 かおり

1. はじめに

弁理士とは、特許権を始めとする産業財産権¹を特許庁に出願する際、手続の代理を行うとともに、研究開発に法的保護を与えるための助言、ライセンス交渉、紛争解決等様々な分野において活躍する国家資格者である。2007年1月現在、日本弁理士会²に7,142名の弁理士が登録されている。

この弁理士の制度及び業務について規定しているのが弁理士法である。1921年に旧法が制定されて以来約80年を経過した2000年に同法は全面改正された。

これまでの改正により、弁理士の業務範囲が拡大するとともに、弁理士試験の合格者数は2002年度から2006年度にかけて466名から635名に増加し、弁理士登録者数も同時期に5,192名から7,142名に急増している³。

以下、本稿では、本法律案提出の経緯、概要及び主な論点について論じる。

2. 本法律案提出の経緯

2002年に知的財産基本法が成立し、「知的財産立国」が国家施策として位置付けられて以来、政府は毎年「知的財産推進計画」を策定し、その中で知的人材の育成を重要政策の柱としている。特に、「知的財産推進計画 2006」においては、知的財産専門人材の育成の一環として、弁理士の大幅増員や資質の向上が必要であると指摘している。また、2000年に成立した改正弁理士法附則第13条では、施行後5年経過時点での見直しを規定している。

このような状況の下、弁理士制度の在り方について検討を行うため、特許庁は、産業構造審議会知的財産政策部会の下に弁理士制度小委員会(以下「審議会」という。)を設置し、2006年4月から検討を開始し、2007年1月に「弁理士制度の見直しの方向性について」と題する最終報告書を取りまとめた。本法律案は、同報告書の趣旨を踏まえ、同年3月9日、第166回国会に提出されたものである。

3. 本法律案の概要

本法律案の主な目的は、(1)弁理士の資質の向上及び責任の明確化、(2)知的財産に関する専門職としての多様なニーズへの対応である。

(1) 弁理士の資質の向上及び責任の明確化

ア. 実務修習・定期研修制度の導入

弁理士試験に合格し登録しようとするもの(以下「新人弁理士」という。)に対しては、実務能力を担保するため、弁理士登録をしようとする際、出願書類の作成等の実

務修習制度を導入し、一定期間以内に一定時間の研修を受講することを義務付ける。
なお、修習は経済産業大臣が指定する指定修習機関が行う。

一方、既登録弁理士に対しては、専門能力の維持・向上を図る観点から、日本弁理士会が主体となって行う最新の法令や技術的動向等広範な分野についての定期的な研修を義務付ける。

イ．試験免除の拡大

工業所有権に関する科目の単位を修得した大学院修了者及び短答式試験の既合格者について、短答式試験の一部を免除する。また、論文式試験の必須科目及び選択科目の既合格者について論文式試験の一部を免除する。ただし、論文式試験の選択科目の既合格者に対する免除以外については、修了又は合格後2年の期間制限がある。

ウ．懲戒制度の在り方

法律違反事項以外の非行についての的確な懲戒処分を行えるように、新たに「弁理士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」を追加するとともに、長期契約の顧客の利益を保護するため、懲戒の種類に2年以内の業務の一部停止を追加する。

エ．弁理士の名義貸しの禁止

名義貸しの禁止規定を創設し、違反した者に対して1年以下の懲役又は100万円以下の罰金を課す。

(2) 知的財産に関する専門職としての多様なニーズへの対応

ア．弁理士法に規定する業務の拡大

外国出願関連業務を弁理士としての義務と責任をもって遂行する標榜業務⁴として追加する。また、原産地等誤認惹起行為(不正競争防止法第2条第1項第13号)のうち商標に関するもの、競争者営業誹謗行為(同項第14号)のうち特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利又は技術上の秘密についての虚偽の事実に関するもの、代理人等商標無断使用行為(同項第15号)について、弁理士が取り扱う特定不正競争行為の範囲に含める。さらに、水際での特許権等侵害物品の輸出入差止手続等における輸入者及び輸出者の代理業務についても特許権等の権利者の代理と同様、弁理士が行うことを可能とする。

イ．特許業務法人制度の見直し

2000年の弁理士法改正により、2人以上の社員(弁理士)による無限責任制をとる特許業務法人制度が導入された⁵。本法律案では、法人の大規模化や総合サービスの提供を実現するため、弁護士法人や監査法人と同様に、特定の事件について社員を指定した場合に当該指定社員のみが無限責任を負うこととする指定社員制度を導入する。

ウ．情報公開制度の導入

国及び日本弁理士会が有する弁理士に関する情報を公表するとともに、弁理士の自発的な情報提供を促し、利用者が依頼内容にふさわしい弁理士を選択できる環境を整備する。個々の弁理士の専門分野や技術分野をネット上で公表することが検討されている。

4. 本法律案の論点

(1) 弁理士試験制度

弁理士試験は、短答式試験、論文式試験及び口述試験から構成されている。近年、弁理士の量的拡大を図るという観点から、科目の削減等、試験の簡素化が図られるとともに、業務範囲の変更に伴い試験科目が変更されてきた。このような流れを受け、本法律案においても引き続き試験の簡素化・合理化が図られる方向である。

短答式試験の一部免除については、大学院のカリキュラム等によって試験免除に足るだけの十分な能力レベルが担保されている者を対象とするとしている。しかし、そもそも知的財産専門職大学院は企業人を育てる観点で作られており、弁理士試験制度と連動して創設されたものではないため、試験免除を認めることの妥当性が問題となる。また、対象となることが想定される知的財産専門職大学院や法科大学院は、設置されてから日が浅く、その実績を検証するには難しい点があり、今後どのように免除の基準を明確化していくのが課題である。

(2) 実務修習・定期研修制度

現在、弁理士に関しては能力担保制度といえるような義務的な研修制度は存在しない。近年の合格者急増に伴い、実務経験の乏しい弁理士が増加し、また、最新の技術や法令等を理解していない弁理士がいると指摘されている。また、日本弁理士会が行う自主研修の受講率の低さ⁶、利用者のニーズの多様化を踏まえ、弁理士の質的拡大を図るためにはその能力を担保することが求められている。そこで、本法律案に、新人弁理士に対する実務修習制度及び既登録弁理士に対する定期研修制度の規定が盛り込まれた。

新人弁理士に対する実務修習については、民間参入を促す趣旨から新たに指定修習機関制度が創設されたが、弁理士の研修は公共性の強い事業であるため、国にも一定の責任があるといえる。両者のバランスを図りながら、具体的な研修内容や研修期間等について弁理士の能力が担保されるような制度設計の確立が必要である。

(3) 懲戒制度

経済産業大臣による懲戒件数や日本弁理士会による処分件数は、他士業と比較した際に、少ない。これは弁理士に対する処分基準が明確化されていないことが理由の一つとされている。本法律案では新たな懲戒事由として「弁理士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」が設けられたが、基準は必ずしも明確化されたとはいえず、実際の運用に委ねられる部分が多い。そのため、公正かつ的確な運用が今後の課題である。

(4) 情報公開

現在、日本弁理士会は弁理士検索システム「弁理士ナビ」という情報公表制度を運用しているが、その登録は任意であるため、登録数は全弁理士数の約16%にとどまっている。登録者数を増やし、記載内容を充実させることが利用者の利便性に資するという観点から、また、近年の弁理士の増員に伴い、特定の弁理士を選択するために、弁理士情報はより重要になっていることから、本法律案に弁理士に関する情報の公表に関する規定が盛り込まれた。

公開情報の内容については、業務実績、専門分野等利用者のニーズが高い情報を掲載す

るとともに弁理士間の比較を可能にし、容易に検索できるようシステムを工夫する必要がある。また、定期的に情報を更新するとともに虚偽記載や誇大情報については厳しく対処すべきである。

5．今後の課題

(1) 弁理士の単独訴訟

現在、特定侵害訴訟については、原則として、特定侵害訴訟代理業務試験に合格し、弁理士登録簿にその旨の付記を受けた弁理士が弁護士と同一の依頼者から受任している事件に限り、弁護士とともに裁判所に出頭することが認められている⁷。以前から弁理士に特定侵害訴訟に係る単独訴訟代理権を付与すべきとの議論はあり、審議会においても議論されてきた。しかし、今般の法改正では、単独訴訟代理権の導入は見送られた。その理由として、同制度は、2004年に開始されてから3年しか経っておらず、弁理士の訴訟代理の実績が多いとはいえないこと、弁護士法第72条の規定により弁護士の業務範囲と競合するということ等があり、導入は時期尚早と考えられたからである。

一方、現行制度においては、弁理士には弁護士と比較して訴訟業務の範囲に制限があり、利用者が権利行使や応訴をあきらめる等、利用者のニーズに十分こたえられないという事態が生じている。また、依頼者にとっては弁護士及び弁理士双方の代理費用の負担が発生し、特に資金力の少ない中小企業等にとって大きな負担になるという問題が生じている。

今後、弁理士の訴訟代理の業務や利用者のニーズを注視しつつ、導入の可否を検討していく必要がある。

(2) 一人法人制度

弁理士が死亡した場合などに顧客への継続的な対応を図るという法人制度の趣旨から、現在、特許業務法人事務所の社員は2人以上とされている。

弁護士法によって一人法人が認められていること、会社法における会社設立の規制が緩和されていることもあり、特許業務法人についても一人法人を認めるべきだとの見解もある。しかし、前述の法人制度の趣旨や業務の共同化が進んでいないという弁理士事務所の実態を踏まえ、審議会では、一人法人の導入は時期尚早であるとの結論が出された。

6．おわりに

「知的財産立国」の実現という国の政策に沿い、近年弁理士の数は増加し、その業務の範囲も拡大されている。一方、弁理士の質的向上に向けた国の施策は緒についたばかりである。弁理士の質的担保がなされず、弁理士の業務遂行能力の低下につながれば、弁理士に対する信頼が裏切られるだけでなく、「知的財産立国」の実現が足下から揺らぎかねない。

本法律案に盛り込まれている実務修習や定期研修の義務化が弁理士の資質を真に高めるか否か、利用者のニーズに合う弁理士の輩出につながるか否かを注意深く見守る必要がある。

今後、知的財産の戦略的創造・保護・活用がさらに活発になれば弁理士が選別される傾向が一層強まる。高い専門的知識を身につけ、その資質を向上させた弁理士が知的財産制

度の確かな支柱となってくれることが強く望まれる。

¹ 産業財産権とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権をいう。

² 弁理士になるには、日本弁理士会に登録しなければならない（弁理士法第 17 条）。従って、全ての弁理士は日本弁理士会の会員ということになる。

³ 改正弁理士法に基づく弁理士試験は、2002 年度から実施された。

⁴ 標榜業務とは、特定の事務又は行為を業として行うこと自体は、特定の有資格者に限定しないが、「士」という名称を用いてその業務を行うことは、当該資格者に限定するというものである。

⁵ 2006 年 9 月末日現在の特許業務法人数は 61 法人であり、弁理士数に比べて著しく少ないとの指摘もある。

⁶ 現在、新人研修については受講義務がないため、修了者は約 5 割という状況にある。

⁷ 弁理士法第 6 条の 2 第 1 項参照。